

居宅介護支援事業所契約書

社会福祉法人 白日会
照古苑居宅介護支援事業所

照古苑居宅介護支援事業所利用契約書

(平成27年11月1日現在)

様(以下「利用者」といいます。)と社会福祉法人白日会(以下「事業者」という。)とは、事業者が契約者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令及び本契約に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

(契約期間)

第2条 本契約の期間は、令和 年 月 日から利用者が現に受けている要介護認定又は要支援認定(以下「要介護認定等」といいます。)の有効期間満了日までとします。

2 契約期間満了日の7日前までに、利用者から解約の申し出がない場合は、本契約は更新認定の有効期間満了日まで同一の内容で更新されます。

(居宅介護支援の担当者)

第3条 事業者は、居宅介護支援の担当者(以下「担当者」といいます。)として介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。

2 担当者は、常に身分証を携帯し、利用者又はその家族から求められた場合には、いつでもこれを提示します。

(居宅介護支援の内容)

第4条 事業者が行う居宅介護支援の具体的な内容は、重要事項説明書に記載のとおりです。

(利用者の協力)

第5条 利用者は、居宅介護支援に必要な範囲で、担当者に協力を行わなければなりません。

(暫定的な居宅介護支援)

第6条 利用者が受ける要介護認定等の結果が不明な場合には、事業者は利用者の状態等を十分に勘案して暫定的な居宅サービス計画(以下「暫定居宅サービス計画」といいます。)を作成します。

2 事業者は、暫定居宅サービス計画を作成する際には、保険給付の対象にならない費用が生じる場合があることを十分に利用者又はその家族に説明します。

(サービス提供の記録等)

第7条 事業者は、居宅サービス計画の実施状況に関する書類を整備し、その完結の日から5年間保存します。

2 事業者は、利用者の求めにより居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類の閲覧に応じます。

(料金)

第8条 事業者が行う居宅介護支援の料金は、重要事項説明書に記載のとおりです。

(利用者の解約権)

第9条 利用者は事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって通知することにより、本契約を解約することができます。

(事業者の解除権)

第10条 事業者は、自ら適切な居宅介護支援を行うことが困難となった場合は、1週間以上の予告期間をもってその理由を通知することにより、本契約を解除することができます。この場合、他の居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を行います。

2 事業者は、利用者又はその家族の著しい不信行為により継続することが困難となった場合は1週間以上の予告期間をもってその理由を記載した文章で通知することにより、本契約を解除することができます。

(契約の終了)

第11条 次のいずれかの事由が発生した場合は、本契約は終了するものとします。

- 一 利用者が介護保険施設その他居宅介護支援の対象とならない施設に入所又は入院した場合
- 二 利用者について要介護認定等が受けられなかった場合
- 三 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第12条 事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

(秘密保持)

第13条 事業者及びその従業者は、業務を行う上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 事業者は、居宅介護支援を実施するために必要最小限の範囲において、利用者及びその家族の同意を得た上で、その個人情報を使用できるものとします。この場合において、事業者は、関係者以外には決して個人情報が漏れることのないよう細心の注意を払うとともに、個人情報を提供した会議、相手方、内容等についての記録を保存します。

(苦情対応)

第14条 利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合または事業者が作成した居

宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

(協議事項)

第15条 本契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めます。

以上のおり契約が成立したことを証するために本契約書2通を作成し、利用者及び事業者は記名押印の上、各自その1通を保有することとします。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

代理人 住所
(代筆者)

氏名

印 続柄 ()

事業者

所在地 熊本県宇土市南段原町161番地2

名称 社会福祉法人 白日会

代表者 理事長 荒木 美智子 印

事業所名 照古苑居宅介護支援事業所

